

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程（平成 22 年三重県議会訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に完了した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

【現行規程】

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程

平成 22 年 12 月 28 日

三重県議会訓令第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（旅費の調整）

第 2 条 条例第 7 条第 1 項及び職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年三重県条例第 46 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、議長、副議長若しくは議員の住居（以下「住居」という。）から議事堂まで、又は、議事堂から住居までの経路の全部若しくは一部を含む旅行について、住居から議事堂まで、及び、議事堂から住居までの経路の全部又は一部を除いた経路の旅行が、条例第 7 条第 6 項の定める公務雑費を支給する場合に該当しない場合には、公務雑費は支給しないものとするにより、旅費の支給を調整する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。